

緑地の育成又は緑地の市民利用を図るための事業の助成に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例（平成3年4月条例第2号。以下「条例」という。）第15条に規定する助成について、条例及び緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例施行規則（平成3年10月規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別緑地保全地区 都市緑地法(昭和四十八年九月一日法律第七十二号)第12条による。
- (2) 緑地の保存区域等 条例第4条の定めによる。
- (3) 私有林整備 兵庫県の「県土の緑化を推進するための要綱」（以下「県要綱」という）及び「森林の整備造成等事業実施要領」（以下「県要領」という）に基づき私有林内で実施される森林整備事業をいう。

(助成金の額等)

第3条 規則第21条各号に掲げる助成対象となる事業の要件及び助成金の額は、別表1及び2のとおりとする。

2 規則第21条に規定する営利を目的とする事業とは、果樹園、有料展望台、観光農園、営業用苗畑その他これらに類する事業をいう。

3 規則第21条に規定する市長が助成の必要がないと認める事業は、国、地方公共団体若しくはこれらに類する団体が行う事業又は関係法令の義務的履行として行う事業とする。

4 規則第21条第2号に掲げる景観確保のため山林に植林する事業とは、市街地等からの景観上重要であると考えられる場所、ハイキング道沿い又は展望広場等市民利用上有効な場所において、現存植生との調和を保ちながら、四季の変化、特に春の花や秋の紅葉を確保する上で有効な樹木を植林する等の事業をいう。

5 規則第21条第4号に規定する市長が特に必要であると認める事業とは、以下の各号のとおりとする。

- (1) 緑地の保存区域のうち特別緑地保全地区に指定されている土地において、所有者等が緑地を良好な状態に保つため日常的に実施する事業とする。（以下「緑地の維持管理事業」という。）
- (2) 私有林整備のうち、緑地の保存区域等で実施される県要領第2に定める「森林管理100%作戦推進事業」並びに「広葉樹林化パイロット事業」とする。

(助成の制限)

第4条 市長は、関係する他の補助制度による助成と重複してこの助成を行わないものとする。

(助成の申請)

第5条 申請者は、規則第22条第1項に定める申請を行う場合は、当該補助事業を実施する1月前までに、市長に提出しなければならない。

2 規則第22条第2項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 前各号に掲げるもののほか、建設局長が指示する書類

(助成の決定の通知)

第6条 規則第23条第1項の規定により、助成することを決定したときは、次に掲げる書類により申請後1か月以内に申請者に通知するものとする。

(1) 助成決定通知書(様式第1号)

2 規則第23条第1項の規定により、助成しないことを決定したときは、次に掲げる書類により申請後1か月以内に申請者に通知するものとする。

(2) 助成不承認通知書(様式第2号)

(事業の廃止及び承継)

第7条 助成対象者は、助成対象事業を廃止しようとするときは、速やかに事業廃止届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 助成対象事業を承継しようとする者は、事業承継申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の申請書が提出されたときは、これを審査し、支障がないと認めるときは、申請後1か月以内に申請者に書面により通知しなければならない。

(事業完了実績報告)

第8条 規則第25条第2項に規定する市長が必要と認める図書は、工事出来高図、工事出来高数量表、完成写真、工事内訳明細書その他建設局長が必要と認める書類とする。

(助成金の額の確定通知)

第9条 規則第26条の規定による通知は、助成金額確定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(助成金の請求)

第10条 規則第27条の規定によるものとする。

(交付決定の取り消し)

第11条 規則第29条の規定に基づく交付決定の取消しを行う時は、助成金交付決定取消通知書(様式第6号)により、当該助成事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により、助成金の交付を取消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて助成金を返還させるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年12月20日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年12月28日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係、但し、第5項第2号を除く)

助成対象事業	要 件		助成金の額
土地所有者等の責めによらない火災、風雪水害、病虫害等の被害による荒廃した森林を復元する事業	植 林	次に掲げる条件を満たすこと。 (1) 植栽する土地の面積が1,000平方メートル以上であること。 (2) 植栽密度が、100平方メートル当たり高さ80センチメートル以上の苗木30本である場合又はこれに相当すると認められる場合であること。 (3) 植栽樹種が、周辺の状況と著しく不調和でないこと。	必要経費に3分の2を乗じて得た額から1,000円未満を切り捨てたもの。 (当該額が200万を超える場合は200万円)
	木竹の 保育	(1) 枯損木の伐倒・除去又は倒木起こしにあつては、被害の状況が相当程度以上のものであること (2) 病虫害予防等のために行う薬剤散布にあつては、事業面積が1,000平方メートル以上であること。 (3) 植栽樹木の健全な生育に必要な下刈り又は除間伐にあつては、土地所有者の責めによらない火災、風雪水害、病虫害等の被害により荒廃した山林を復元する事業として植林された土地を対象とし、事業面積が1,000平方メートル以上であること。	
景観確保のため山林に植林する事業	植 林	次に掲げる条件を満たすこと。 (1) 植栽する土地の面積が1,000平方メートル以上であること。 (2) 植栽する土地が景観確保を図る上で有効な場所であること。 (3) 植栽密度が適切であること。 (4) 植栽樹種が景観確保のため有効な樹種であり、かつ、周辺の状況と著しく不調和でないこと。	必要経費に3分の2を乗じて得た額から1,000円未満を切り捨てたもの。 (当該額が200万を超える場合は200万円)
	木竹の 保育	植栽樹木の健全な生育に要する下刈り又は除間伐にあつては、景観確保のため山林に植林する事業として植林された土地を対象とし、事業面積が1,000平方メートル以上であること。	

市民利用施設の整備事業	施設の位置、規模、形態及び意匠が周辺の状況と著しく不調和でないこと。	必要経費に4分の3を乗じて得た額から1,000円未満を切り捨てたもの。 (当該額が300万を超える場合は300万円)
緑地の維持管理事業	次に掲げる作業に該当すること。 (1) 緑地の市民開放。 (2) 規制標識の保守。 (3) 森林及びハイキング道、管理道の巡視点検。	土地の面積に1平方メートルあたり1円を乗じて得た額から100円未満を切り捨てたものを助成金年額とする。 (当該額が1,000円に満たない場合は、1,000円、20万円を超える場合は20万円)

備考 この表において「必要経費」とは、申請者から提出された事業費見積書に基づき、市の基準により算定した金額をいう。

別表2 (第3条第5項第2号にかかるもの)

助成対象事業	要件		助成金の額
私有林整備事業	対象者	公共造林事業の事業主体とし、県要領第6の事業実施計画の承認を受けたものとする。	所要額
	対象経費	県要領第6の承認を受けた事業に必要な市負担分とする。	

別表3 (第5条第2項第2号による書類)

助成対象事業	建設局長が指示する書類	備考
下記以外	事業費見積書 土地登記簿本 関係権利者及び管理者の同意書	
第3条第5項第2号に定める私有林整備事業	兵庫県「森林の整備造成等事業事務処理要領」に準拠し、兵庫県からの承認を受けた事業実施計画書	第5条第2項第1号の事業計画書にかえることができる。

様式第1号（第6条関係）

助成決定通知書

（公印省略）
第 号
年 月 日

（補助事業者等名） 様

神戸市長

年 月 日付で助成申請のありました次の事業について、緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例第15条の及び緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例施行規則第23条の規定により助成を決定したので通知します。

1. 申請に係る土地

所在地

地目

面積

現況

2. 事業名

3. 事業内容

4. 事業期間 年 月 日から 年 月 日

5. 助成対象額

6. 交付決定年月日及び番号

7. 助成金交付決定額

8. 条件

備考：この決定通知は、当該事業を廃止した場合、失効します。

様式第 2 号（第 6 条関係）

助 成 不 承 認 通 知 書

（ 公 印 省 略 ）
第 号
年 月 日

（補助事業者等名） 様

神 戸 市 長

年 月 日付で助成申請のありました次の事業について、緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例第 15 条の及び緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例施行規則第 23 条の規定により助成しないことを決定したので通知します。

1. 申請に係る土地

所在地

地目

面積

現況

2. 事業名

3. 助成しない理由

様式第3号（第7条関係）

事業廃止届出書

年 月 日

神戸市長 宛

申請者 住所
氏名
(電話)

年 月 日付 で助成決定の通知を受けた事業について、次の理由により事業を廃止したいので申請します。

1. 土地の所在地
2. 事業名
3. 廃止の理由

事 業 承 継 申 請 書

年 月 日

神戸市長 宛

承継者 住所
氏名
(電話)
被承継者 住所
氏名
(電話)

年 月 日付 で助成決定の通知を受けた事業について、次の理由により事業
を承継したいので申請します。

1. 土地の所在地
2. 事業名
3. 承継の理由

様式第 6 号（第 11 条関係）

助成金交付決定取消通知書

（ 公 印 省 略 ）
第 号
年 月 日

（補助事業者等名） 様

神 戸 市 長

年 月 日付 で交付決定した下記事業については、次のとおり交付決定を
取消したので通知します。

記

1. 事業名
2. 助成金交付決定額
3. 取消の理由